

逐次刊行

号 14.5.24

## 長崎県男女共同参画推進条例

### 成立

2002年4月1日施行

九州・山口・沖縄の圏内では昨年の調査によると、山口県は施行済み、福岡佐賀大分の4県は条例案を検討中で、そのときはまだ懇話会で検討中だった長崎県も手順どおりに進行して今年2002年4月1日に施行されるに至った。とてもうれしいことと思う。

わたしたちの会でずっと話題になっていた県条例づくりに懇話会がとりかかっているというニュースが飛び込んで以来、いつ中間素案がおりてくるのかを心待ちにしていたのだが、昨年10月の下旬にホームページのみでの公開であった。しかも、<条例に盛り込むべき内容は以下のとおり>とって項目のみの羅列であり、情報の公開はこれっきりであった。

これはおかしいのではなかろうか。たとえば熊本県も同じく条例施行は4月1日になされたがこちらは県民へ4週間かけて素案への意見をとっている。さらにホームページに項目ごとにその意見をのせ、意見に対する県側のコメントを出すことによって対話し、結果として県民の意識が高まったとのことであった。長崎県は「H13年度に条例制定をめざす」ことを6月13日付けの長崎新聞で知ってから実に半年足らずでの作業で3月に採択公布施行である。時折の懇話会の様子は新聞上で知るものがあったという間であった。要望としては、たとえば市発行の「広報ながさき」に折り込まれてくる「県政だより」に素案をのせることによって県民の関心を喚起し、さらに期間をもうけて、多様な環境にいる女性・男性の声を聞くべきであった。またこれからは公開の時期を県に問い合わせたりしないでいいように、素案公開のスケジュールも出すべきだ。次段階の「基本計画」の策定にあたっては十分配慮してほしい。「男女共同参画の推進にかかわる意識の浸透」をうたうのならこの時点からすではじまっていることを心してほしいものである。また条例採択のニュースが地元新聞にも発表されなかったことも重大なことと認識して欲しい。

## もし「中間素案」がおりていたら、私たちはこう提案する

さて、手に入った条例を広げてみる  
名称はやはり「男女平等推進条例」に！

これまであらゆる場において、心理的、社会的差別を受けてきたからこそ、その解消のための条例であるから、ここは曖昧にぼかさず「男女平等推進条例」としたい。この名称にすることによって（基本理念）第3条—1の「男女の～」がすべて、

「女性の個人としての尊厳が重んじられ」

「女性が性別による差別的取扱いを受けない」

「女性が個人としての能力を発揮する機会が確保され」

「女性の人権が尊重されること」

となれば、だれが読んでも理念に納得するのではなかろうか。

### 第10条には「活動の支援」も必要

「農林水産・商工業等」など自営業の分野における共同参画を明記したのはわが県の特色を掴んだものとして評価。だがこれを「環境整備に努める」だけでは弱い。「活動の支援等の措置」が必要だ。

### 第12条は「教育」を別項に。また「ジェンダーの視点」という語を定義語に

成人にとって今までの生育暦に染み込んでいる「男女役割分業」のすがたから解放されるのは至難の技といえる。だからこそこれから社会人となる次世代に学校教育で理念を深めていく教育は大変重要である。そこで今世代に対する広報活動と切り離して別項をたててはどうか。そこでの教育は「男女共同参画の視点」というより「ジェンダーの視点」とはっきり打ち出してその定義をすべきだ。

### 第17条(性別による人権侵害の禁止)の項には「～等」の具体化とリプロ侵害禁止の挿入を

いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」を盛り込んだことは評価。ただし全県的に調査をしてその実態のもとに出されたのかは疑問。次に「配偶者等」の「等」は具体的に「恋人・親姉妹などをはじめとするあらゆる男女間」へ適用されるようにして欲しい。

新項として「性と生殖の健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)への侵害禁止項目が欲しい。現状をみつめると望まない妊娠からくる児童虐待、性の自己決定権がゆがんだ形ででている援助交際などがあるが、これを犯罪として取り締まるのみでなく、女性の人権侵害として捉えることによって新たな視点が生まれるではないか。21世紀を拓く男女の性のありかたをうたうために必要な項目だといえる。

### 他の重要項目として

男女平等に係る相談、苦情処理、人権救済及び人権侵害の防止を図るため、執行機関の付属機関として第三者機関(オンブズパーソン)を提案する。

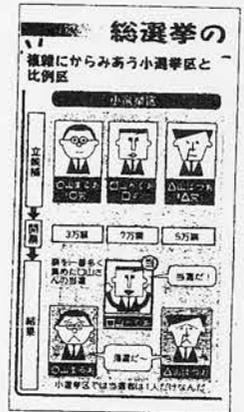
以上

## ジェンダーに敏感な表現を！

—朝日新聞による性差表現の問題点に関する議論より—

2002年2月10日付朝日新聞の紙上で、女性差別につながる言葉や記事についての議論が掲載されていた。なかなか興味深いものであったので、その要旨を紹介したい。

記者の報告にもあるように、紙面の作り方が男性の視点に偏っている、男女の役割分担が固定化されているという読者からのさまざまな指摘がある。たとえば選挙の候補者のイラストが男性ばかりだったり、専業主婦の姿は太めの体型でほほ笑み、共働き妻は細身できりっとした姿といった描き方はステレオタイプである。また「女性ならではのきめ細かさ」「男気あふれる」といった表現もジェンダー(文化的社会的に作られた性差)に基づいている。さらに「真紀子外相」「沙知代被告」のように姓ではなく名前を見出しにすることは、女性を一人前の存在として認めていないのではないか。それから受賞者〇〇人(うち女性〇人)という書き方も、男性〇人、女性〇人と書いたほうが公平である等々。



このような読者からの指摘の他に、記者自身も、死亡記事の敬称で男性には「氏」、女性は「さん」としていることについて、男女ともそろそろ「さん」に統一する検討をしてもいいのではないか。また海辺の写真には「水着の若い女性」、成人式の写真でも「振り袖姿の女性」ばかりなのは、やはり男性の視点に偏っていると考えている。そして男女共同参画をめざす社会の変化や人々の意識を敏感にとらえ、紙面に反映していかなければならないと締めくくっている。



さらに「メディアの中の性差別を考える会」が、女性の人権に配慮した紙面を作るための5原則を提案している。

- ①必要以上に男女を区別しない。
- ②性別情報は公正な取り扱いをする。
- ③敬称や職業名などで、両性はできるかぎり対称な扱いをする。
- ④特定の集団を排除する表現を使わない。
- ⑤「常識」やステレオタイプによりかからない。

## 世論に逆行する

### 「日本女性の会」が結成された

ことを知っていますか？

昨年8月、政府が行った世論調査でも、選択的夫婦別姓を認める法改正に賛成する人が42.1%、法改正に反対の人が29.9%ということで、初めて賛成派が反対派を上回った。特に20、30歳代は男女ともに賛成が半数を超え、50歳代までは男女ともに賛成が反対を上回った。このような国民世論の変化にもかかわらず、夫婦別姓に反対する「日本女性の会」が昨年9月末に設立大会を開いた。この会は日本の歴史と伝統の中で育まれてきた家庭の価値を再評価し、子どもに夢と誇りを与える教育をめざすという目的で、「選択的夫婦別姓制」導入に反対する女性の声を発信し、署名活動を展開するということである。会長に就任した声楽家の安西愛子さんはその挨拶の中で「男女共同参画社会基本法や夫婦別姓への動きは、家庭や家族を崩壊させ得る問題」と述べて、現在官民あげて取り組んでいる男女共同参画社会の実現に真っ向から反対している。また副会長になった高市早苗衆議院議員も「残念ながら国会議員のもとには全国各地から『夫婦別姓を実現してください』とのメールが殺到している。皆さんは反対の意志を多くの議員に送っていただきたい」と呼びかけたということであるが、夫婦別姓に反対している彼女自身が、夫婦別姓を望む声がいかに多いかということをいみじくも表明している。

さらにこの時、評論家の草柳大蔵さんが記念講演の中で、「お母さんの朝御飯を食べないと、いくら扶桑社がよい教科書を書いても頭に入らない」とか「そういう父母に育てられた子だからこそ、扶桑社の本がおもしろいのです」と述べている。扶桑社の教科書と言えは昨年、歴史の記述が誤っているなどとして韓国・中国との国際問題にまで発展した中学校歴史教科書のことである。この会報（NO.220）においても、あまりにも女性蔑視だということで批判したことがある。そのような教科書を誉め上げる草柳さんの考えは推して知るべしである。

私たちはこのような会が結成されたことを一部の保守反動の抵抗と考えるが、決して軽視することなく、また應ずることなく、男女共同参画社会の推進および選択的夫婦別姓の実現に向けて、多くの仲間とともに運動していくつもりである。



2001. 8. 5 付朝日新聞